

1. 暫定予算の期間 4月1日（水）から4月11日（土）＜11日間＞

2. 計上の考え方

- 本予算成立までのつなぎとしての性格上、暫定予算に計上する経費は、既定施策に基づく暫定予算期間中における行政運営上必要最小限のものに限る。
- ただし、国民生活等に支障が生じないよう、期間中に特に必要があるものについては、新規施策に係る経費についても計上する。

3. 主な計上内容

事 項	計上額	備 考
【一般会計】	1,176億円	
高等学校等就学支援金交付金 (いわゆる高校無償化)	477億円	「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に基づく4月分の就学支援金の支給に係る所要額を計上
給食費負担軽減交付金 (学校給食費の抜本的な負担軽減 (いわゆる給食無償化))	149億円	4月分の給食費の負担軽減等に係る所要額を計上
義務教育費国庫負担金	394億円	「義務教育費国庫負担法」に基づく4月分の教職員給与費に係る所要額を計上 (国からの負担金支払いを必要とする地方公共団体分)